（契約締結時交付書面の記載事項）

第百五十二条の二十五　特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　略］

［項を削る。］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百五十二条の二十六　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、当該金庫又は当該労働金庫代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

［2～4　略］

別紙様式第12号（第128条関係）

29.7cm以上

労働金庫代理業者許可票

労働金庫代理業

許可番号　金融庁長官（　）第　　号

（財務（支）局長）

厚生労働大臣（　）第　　号

（労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名）

（所属労働金庫の名称）

20cm以上

（記載上の注意）

1　「所属労働金庫の名称」には、所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。）第89条の3第3項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属労働金庫があるときは、全ての所属労働金庫の名称を記載すること。

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、平成三十年八月十六日から施行する。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第百五十二条の二十五　特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　同上］

2　一の特定預金等契約の締結について金庫及び労働金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百五十二条の二十六　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

別紙様式第12号（第128条関係）

30cm以上

労働金庫代理業者許可票

労働金庫代理業

許可番号　金融庁長官（　）第　　号

（財務（支）局長）

厚生労働大臣（　）第　　号

（労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名）

（所属労働金庫の名称）

20cm以上

（記載上の注意）

1　「所属労働金庫の名称」には、所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。）第89条の3第3項に規定する所属労働金庫をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属労働金庫があるときは、すべての所属労働金庫の名称を記載すること。

［2・3　同左］